

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年9月22日（金） 10：00～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣）
齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川雅治 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野正芳 国務大臣（復興大臣）
江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木俊一 国務大臣

欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）

陪席者：野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

欠席者：西村康稔 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 政令 6件
- 人事 3件
- 報告 4件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日と定めるものであり、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令」は、廃炉等積立金の管理業務に関する主務大臣及び主務省令をそれぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とするものであります。

次に、「総合法律支援法の一部改正法の一部の施行期日令」は、認知機能が不十分な者等の援助制度の創設に係る部分の施行期日を平成30年1月24日と定めるものであります。

次に、「関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令」は、関税割当制度が適用されている19品目のうち、半年ごとに関税割当数量を定めている麦芽等2品目について、本年度下期における数量を定めるものであります。

次に、「医療法施行令の一部を改正する政令」は、病院等の管理者が行う報告について負担軽減を図るため、報告事項から従業者の配置の状況を削除するものであります。

次に、「港湾法施行令の一部を改正する政令」は、港湾における荷役の安全かつ円滑な実施の確保を図るため、技術基準対象施設として、移動式荷役機械を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、前東京高等検察庁検事長田内正宏、シティグループ証券株式会社マネージングディレクター丸山純一、外務省大臣官房付新美潤、同石井哲也、同石兼公博及び外務省大臣官房参事官岡田誠司を特命全権大使に任命し、南スーダン国駐箚大使紀谷昌彦を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、田内はノルウェー国に、丸山はセルビア国に、新美はポルトガル国に、石井はトンガ国に、石兼はカナダ国及び国際民間航空機関日本政府代表部に、岡田は南スーダン国に、それぞれ駐箚又は在勤を命じようとするものであります。

次に、外務省大臣官房審議官兼アジア大洋州局石川浩司外1名に、日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命免すること外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、田谷幸奏外179名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況の平成29年度第1・四半期報告及び平成28年度公表があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、あわせて、昨年度の報告を取りまとめ公表するものであります。本年4月から6月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは326件、自衛隊員によるものは59件となっており、また、昨年度においては、一般職の国家公務員等によるものは1,775件、自衛隊員によるも

のは 197 件となっております。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○野田国務大臣：9月20日、各府省の公文書の管理状況について調査した「公文書管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を、全府省の大臣に対し行いました。

本勧告においては、①法令等に則した行政文書の保存期間の設定状況の確認、②保存期間が60年を超える行政文書の国立公文書館等への移管等、③法令等の遵守の徹底を図るための実効性のある点検・監査や研修の実施などを求めております。

各大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、梶山大臣。

○梶山国務大臣：ただいま総務大臣から御発言のありました「公文書管理に関する行政評価・監視」の結果につきまして、公文書管理を担当する観点から、一言申し上げます。

政府全体の公文書管理につきましては、「行政文書の管理に関するガイドライン」を年内に改正する他、各府省の職員の公文書管理に対する意識を高めるための研修の充実等、各府省における公文書管理の質を高めるための不断の取組を進めているところです。

内閣府としても、今般の勧告を踏まえた取組について、検討を進めてまいりますが、各大臣におかれましても、より一層の適切な行政文書の管理に努めていただきますようお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：厚生労働省では、「日本再興戦略2016」を受け、2023年の技能五輪国際大会の日本への招致に向け、本年1月から検討を行ってきました。本年3月には愛知県が「2023年技能五輪国際大会基本構想」を取りまとめ、立候補の意向を示しております。

国際大会の招致は、日本の技術・技能を世界に発信するとともに、我が国の技能尊重の機運を高める絶好の機会です。国際機関への立候補の正式表明は、2018年秋頃となっておりますが、厚生労働省としては、我が国が国際大会の招致に立候補する意思があることを、関係国に対し伝えていくことが重要であると考えております。このため、本年10月にアラブ首長国連邦で開催される国際大会の機会等を活かし、関係国に対して、発信を行ってまいります。

閣僚の皆様におかれましては、今後、外国出張や外国要人の表敬等の機会において、日本が2023年の技能五輪国際大会を招致する意思があることを発信いただく等、御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された松山大臣及び茂木大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

平成29年
9月22日 (金)

◎政令

- 資料あり ○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
 （内閣府本府・経済産業省）
- 〃 ○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令（決定）
 （同上）
- 〃 ○総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
 （法務省）
- 〃 ○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（決定）
 （財務・農林水産・経済産業省）
- 〃 ○医療法施行令の一部を改正する政令（決定）
 （厚生労働省）
- 〃 ○港湾法施行令の一部を改正する政令（決定）
 （国土交通省）

◎人事

- 資料あり ○田内正宏外5名を特命全権大使に任命し、特命全権大使紀谷昌彦を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆外務省大臣官房審議官兼アジア大洋州局石川浩司外1名に日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を、外務省大臣官房参事官兼アジア大洋州局鯨博行外2名に日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表等を命免し、外務審議官山崎和之に多数国間投資保証機関総務会総務代理たる日本政府代表代理を命じ、外務省大臣官房参事官兼北米局船越健裕外1名に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条による合同委員会日本政府代表代理等を命免することについて（決定）

資料
あ
り ☆元検察事務官田谷幸奏外 179名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 報 告

- 資料
あ
り ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について（防衛省）
- 〃 ☆国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表について（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職状況の公表について（防衛省）

[○署名あり ☆署名なし]